

沖縄県本島地区ハイヤー運賃改定率の審査開始について

平成29年5月11日に運賃改定申請のあった沖縄県本島地区ハイヤー運賃について、平成29年7月25日より運賃改定要否判定の審査を開始し、一定の基準を満たした事業者（標準能率事業者）の収支率を検討した結果、運賃改定を行う必要があるものと判定致しました。

これに伴い、申請の事案及び利害関係人からの意見聴取の公示を行いましたので、お知らせします。

1. 申請の状況

平成29年5月11日に最初の申請があり、受付期間終了（平成29年8月10日）までに5社から申請がありました。

【ハイヤー事業者全体車両数】102台（9事業者）

【申請台数及び申請割合】88台 86.3%

2. 申請の内容

【改定率（増収率）】

11.75%～17.94%

3. 審査状況

【標準能率事業者の選定】

次の基準に該当する者を除いた、4事業者を標準能率事業者として選定しました。

① 原価標準基準

- ・【該当無し】5両以下の小規模事業者
- ・【該当無し】事業3年未満
- ・【該当無し】直近年度内の譲渡譲受、合併、長期争議
- ・【該当無し】直近年度内の決算期変更による事業収支不確定
- ・【1社該当有り】全事業営業収入に対し乗用部門の営業収入の割合が50%未満
- ・【該当無し】運賃及び料金が標準以外
- ・【該当無し】災害等による異常原価の発生



内閣府

② サービス標準基準

- ・【該当無し】平均車齢特に高い（平均車齢 7 年 7 月）
- ・【該当無し】ハイヤーサービス著しく不良
- ・【該当無し】安全運転怠り事故発生多発

③ 効率性基準

- ・【該当無し】実働率水準以下（全事業者のうち下位 20%相当）
- ・【該当無し】生産性水準以下（全事業者のうち下位 20%相当）

【運賃改定要否の判定】

標準能率事業者の実績年度（平成 27 年度）の適正利潤を含む加重平均収支率が 100%以下の場合において改定するところ、今回、標準能率事業者の実績年度の収支率が 94.9%であったため改定が必要であるものと判定しました。

【今後の予定】

今後は、利害関係人の意見聴取後、標準能率事業者に対し更に過去 3 年分の各運賃原価内容（人件費、燃料油脂費、車両修繕費等）を求め審査し、改定率を決めて自動認可運賃を改定することとなります。

4. 添付資料

- ① 申請の事案及び利害関係人からの意見聴取の公示
- ② 運賃改定スケジュール（イメージ）

問い合わせ先
内閣府沖縄総合事務局
運輸部陸上交通課
担当者：友利
TEL：098-866-1836
FAX：098-860-2369

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（都市型ハイヤー）の運賃及び料金変更認可申請があったので、道路運送法第 89 条第 1 項及び道路運送施行規則第 55 条の規定に基づき、次の通り公示する。

平成 29 年 9 月 21 日

内閣府沖縄総合事務局長

1. 申請の内容等

（事案の件名）一般乗用旅客自動車運送事業（都市型ハイヤー）の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の種類	事案の概要
別紙のとおり				

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第 89 条第 1 項の規定による意見聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から 10 日以内（郵送の場合は消印が本日から 10 日以内の日付）に、次の①から④の事項を記載した意見聴取申請書を沖縄総合事務局運輸部、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所のいずれかまでに提出して下さい。

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案番号及び事案の件名
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の 10 日前までに別途通知します。

(事案の件名)一般乗用旅客自動車運送事業(都市型ハイヤー)の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の種類	事案の概要			
				申請運賃及び料金		現行運賃及び料金	
				車種区分	時間制	車種区分	時間制
1	(株)沖縄交通	沖縄県本島地区	運賃改定	特定大型車	30 分ごと 3,160 円		
				大型車	30 分ごと 2,870 円	大型車	30 分ごと 2,430 円
				普通車	30 分ごと 2,570 円	中型	30 分ごと 2,180 円
2	(株)沖縄交通			特定大型車	30 分ごと 3,090 円		
				大型車	30 分ごと 2,810 円	大型車	30 分ごと 2,430 円
				普通車	30 分ごと 2,520 円	中型	30 分ごと 2,180 円
3	(株)琉球バス交通			特定大型車	30 分ごと 2,990 円		
				大型車	30 分ごと 2,720 円	大型車	30 分ごと 2,430 円
				普通車	30 分ごと 2,440 円	中型	30 分ごと 2,180 円
4	(株)沖一ハイヤー			特定大型車	30 分ごと 3,040 円		
				大型車	30 分ごと 2,760 円	大型車	30 分ごと 2,430 円
				普通車	30 分ごと 2,470 円	中型	30 分ごと 2,180 円
5	(株)那覇ハイヤー			特定大型車	30 分ごと 3,070 円		
				大型車	30 分ごと 2,790 円	大型車	30 分ごと 2,430 円
				普通車	30 分ごと 2,510 円	中型	30 分ごと 2,180 円

沖縄県本島地区 ハイヤー自動認可運賃改定スケジュール(イメージ)

H29年								H30年	
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
受付期間3ヶ月				標準処理期間6ヶ月(受付期間終了後の翌日から起算)					

5/11

7/25 8/10

運賃改定申請(受付開始)

申請期間

運賃改定要否の審査開始

運賃改定申請受付終了

標準能率事業者抽出↓運賃改定要否判定

事案公示

利害関係人の意見聴取

原価対象事業者 発送↓回収

審査

上限運賃決定 自動認可運賃設定公示

申請事業者は自動認可運賃に申請額変更↓再申請(公示後2週間以内)

認可 公示から2週間経過後速やかに認可